

(案)

【連絡事項】

- (1) 固定型モニタリングポストの調査地点を矢部、京泊、玉島小学校を選出した根拠及び評価期間を平成30年の平均値とした根拠を示すこと。
- (2) 玄海国定公園特別地域内に風況観測装置やレーダー等の工作物を設置する場合、自然公園法に基づく許可が必要となるため、事前に有明海再生・自然環境課に相談をすること。
- (3) 具体的な工事計画の決定に当たっては、事前に唐津土木事務所と協議を行い、施工時期の調整や特殊車両通行許可申請等を行うこと。
- (4) 市道・法定外公共物(道路)を傷めた場合は、原形復旧を行うこと。
- (5) 魚類及び底生生物の調査に当たっては、漁業調整上の手続きが必要となる可能性があるため、水産課に確認すること。

【誤字・表現の変更等】

- (1) 以下について誤りがあるので修正を行うこと。
 - ・『「m」は環境基準値を超える検体数』を『「m」は環境基準値を超える又は下回る検体数』に修正すること。
(方法書3.1-20(p.34) 表3.1-22(1)の注2)
 - ・「対照事業実施区域」を「対象事業実施区域」に修正すること。
(方法書3.1-86(p.100))
 - ・「対象事業実定区域」を「対象事業実施区域」に修正すること。
(方法書3.1-89(p.103))
 - ・「実効線量」を「実効線量率」に修正すること。
(方法書3.1-96(p.110) 表3.1-61の注)
 - ・「...特定建設作業に係る騒音の規制基準は...」を「...特定建設作業に係る振動の規制基準は...」に修正すること。
(方法書3.2-49(p.160) 7行目)

(案)

- ・「形質変更時要届出区域」を「第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域」に修正すること。

(方法書 3.2-58 (p.169) 5 行目)

- ・「国土交通省河川局」を「国土交通省水管理・国土保全局」に修正すること。

(方法書 3.2-74 (p.185))

- ・要約書において、環境影響評価の項目の「大気環境 騒音 建設機械の稼働」の選定がされているため、修正すること。

(方法書 6.1-4 (p.229) 表 6.1-4、要約書 (p.10) 表 4.1-1)

- (2) 海藻草類のエビアマモについて、ヒルムシロ科ではなくアマモ科である。
また、生息環境について、水深 35m には生息しないと考えられるため、
文献等を再確認すること。

(方法書 4.4-11 (p.202) 表 4.4-4)